

交通誘導警備業務の配置基準について

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）及び警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）の規定により、

- ◎ 高速道路、自動車専用道路
- ◎ 都道府県公安委員会が指定する道路

において交通誘導警備業務を行う場合は、**依頼を受けた警備業者は、場所ごとに検定合格警備員（交通誘導警備業務 1 級又は 2 級）1 名以上を配置しなければならないことが義務付けられています。**

富山県内では、次のように指定されています。

| 指 定 区 分 | 指 定 道 路 | 施 行 日 |
|----------------------|--|----------------------------|
| 高速道路、自動車専用道路 | ◎ 北陸自動車道 ◎ 東海北陸自動車道 ◎ 能越自動車道 | 平成 17 年 11 月 21 日から配置が必要です |
| 都道府県公安委員会 が指定する道路 | ◎ 国道 8 号 ◎ 国道 41 号 ◎ 国道 156 号 ◎ 国道 160 号 ◎ 主要地方道富山立山公園線（立山有料道路を除く区域） | 平成 19 年 4 月 1 日から配置が必要です。 |
| | ◎ 国道 415 号 | 平成 26 年 10 月 1 日から配置が必要です。 |

警備業者に交通誘導を依頼される場合には、上記のとおり指定道路に検定合格警備員の配置が義務化されていることについて、御配意いただきますようお願いいたします。

富山県警察本部 生活安全部
生活安全企画課 警備業係
電話 076-441-2211（内線 3045）